

群馬県立義肢製作所の管理における指定管理者制度活用の実施方針

平成28年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町13番地12（群馬県社会福祉総合センター2階）
設置年月日	昭和62年4月1日（平成10年2月に現在地へ移転）
敷地面積	（入居施設）
主な施設・建物	228.70平方メートル（事務室、受付・待合室、採型室、仮合わせ・試歩行室、作業室、倉庫）

(2) 施設の設置目的

身体障害者、身体障害児及び難病患者等に対し、補装具の製作・修理及び相談等を行うことにより、福祉の向上と社会福祉の発展に寄与するための拠点として設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

当施設は、補装具の修理や重度障害者用意思伝達装置対応などの福祉的なセーフティーネット機能を担っており、県民の福祉を向上させるためには必要な施設であることから県が設置している。引き続き、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上できると考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（平成29年4月～平成34年3月）

理由：障害者の体の一部である補装具の製作・修理には、障害の程度や進行状況を把握してきめ細かい調整を行うなど、長年培った技術と経験が必要であり、技術の継承を図っていくには一定の期間が必要であるため。

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用^{注)}する。

注) 施設管理費用に対し利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額 52,855千円（各年度 10,571千円）

※仕入れ等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を税率10%で算定した額であり、平成29年4月に予定される消費税等の引上げが行われなかった場合は、その状況に応じて上限額を見直します。

(7) 施設の管理運営方針

- ア 身体障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与するという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- イ 公の施設運営の責務を認識して管理・運営を行うこと。
- ウ 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- エ 個人情報の保護を徹底すること。
- オ 効率的な施設運営を行うこと。
- カ 経費の削減に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) 事業に関すること。

- a 身体障害者及び身体障害児の補装具の製作及び修理に関する業務
- b 身体障害者及び身体障害児の補装具に関する相談及び指導に関する業務
- c その他義肢製作所の設置の目的を達成するために必要な業務
 - (a) 日常生活用具、福祉用具等の取次ぎ
 - (b) 群馬県心身障害者福祉センターが実施する身体障害者巡回相談及び在宅訪問支援事業等への協力
 - (c) 意思伝達装置の無料貸し出し、調整、点検及び同装置に係る関係機関との協議
 - (d) 市町村等関係機関からの補装具に関する相談への助言等

(イ) 運営・管理に関すること。

- a 義肢製作所の利用の制限等に関する業務
- b 義肢製作所の休館日の変更等に関する業務
- c 義肢製作所の開館時間の変更に関する業務
- d 義肢製作所の利用料の収受に関する業務
- e 義肢製作所の施設等の維持管理に関する業務（ただし、改築、改造、増築及び修繕であって県が行うものは除く）
- f その他義肢製作所の管理に関する業務のうち知事が別に定める業務

(ウ) 自主事業に関すること（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、義肢製作所の設置目的の範囲内で行う事業）

指定管理者は、義肢製作所の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、自主事業を設置することができるものとする。

イ 要求水準

募集要項において、必要に応じて具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

補装具製作・修理件数 640件（製作330件、修理310件）

意思伝達装置貸出件数 130件

その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者、施設利用代表者から8名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	平成28年6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	平成29年1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 (参考) 現在の管理状況

(1) 施設の管理者

(社福) 群馬県社会福祉事業団

(2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務相当部分)

平成26年度実績 収入 41,647千円 支出 39,534千円

(3) 施設利用の実績

平成26年度実績 補装具製作・修理件数 569件 (製作284件・修理285件)

重度障害者用意思伝達装置 相談件数 364件

〃 貸出件数 127件